

男性社員の育児休業等取得率の公表

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

2025 年 6 月 13 日
原子燃料工業株式会社

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育児・介護休業法」という）第 22 条第 2 項に基づき、当社の前事業年度における男性社員の育児休業等取得率を下記の通り公表します。

記

	2024 年度 (2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日)
男性社員の育児休業等取得率 (他社への出向者を含む)	42.8%

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・ 育児休業（産後パパ育休を含む）
- ・ 3 歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務または小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

以 上